

【教育部関係】

議案第 55 号 工事請負契約の変更について

(補足説明) なし

(質疑)

Q ちょっと工事内容変更内容の確認で、全協の方で、配られた変更理由書っていうのが、A4 で 3 枚あります。

図面がそれぞれ変更箇所の番号を記したものがあるんですけど、そのうちの 1 点聞きたいんですけど、2 番の黒板の仕様変更ということで、当初計画では普通教室は暗線入りの普通黒板、特別教室が上下黒板っていうことで想定してたんだけど、これ先生方と調整した結果、これが超単焦点プロジェクターっていうのが付くみたいで、そのための空配管をやるということなんですけど、超単焦点プロジェクターっていうのはどういうものなのか、どういうところにメリットがあるのか、ちょっと説明願いたいんですけど。

A 超単焦点プロジェクターの関係の説明をさせていただきます。

超単焦点といった焦点が短いもので、今回については、天井にくっつけて黒板に投影ができるというものになっております。

こちらの、プロジェクターに黒板に投影することによって、いろいろな画像を載せたり、英語で言うと四線を載せて、スペルを書いたりとか、いろいろな使い道ができる。これまではそういったことは基本的にはできなくて、結構距離がある焦点の中で、投影をするってことになっていましたけど、最近技術が進んできてるということで、そういうものがあることがわかりましたので今回導入させていただきました。

Q この部屋で言えば、例えば向こう側に黒板があるとすると、そのプロジェクターというのは、いわゆる天井について、遠くから投影しなきゃいけなかったのをもっと近くに付けれるようになったっていうことですか。

例えばこの辺にプロジェクターがあったのを、そこにつけるようなことがあって、短い距離で投影ができるようになったっていうことですか。

A 天井と言いましたけれど、壁につけられます。

言えどもう黒板の上にアームを出して、支えを出してぶらさげても映るぐらい近くても映れると。メリットとすると、いちいちセットしなくても、もうそこについているということと、あと邪魔にならないということで黒板もですね、今まで黒板でプロジェク

ター映りにくかったんですけど、それが映りやすい黒板の方に仕様変更してるので、先ほど課長が言った通り必要なものがあれば、プロジェクターに映し出して授業ができると、そういうような仕様の変更になっています。

Q そういう原理はわかりました。

この後また議案が変わりますけど、いろんな什器の購入であるとか、これから臨時会でかける備品とかその辺のところにこういった、いわゆる設備そのものが入ってくるっていう理解でよろしいでしょうか。

A 備品類は備品類として、いろいろな契約を結んでやらせていただきます。

Q これはあれですか普通教室、特別教室全室こういう方式で投映ができるようなプロジェクターを使えるように空配管をするということでもいいですね。

それとあともう1点なんですけど、今回のこの変更追加工事によって、建築工事自体はこれで大体変更内容が固まったと思うんですけど、確認ですけど、最終的な完工の時期、工事、いつ終わるのかっていうことと、学校関係者には聞いている話だと、来年特に3学期は、新中学校立ち上がるということで、子供たちの見学であるとか、引っ越し作業とかいろいろあるんですけど、その辺のことのスケジュールを今回変更したことによって、学校側には伝えてあると思うんですけど、そこはいかがでしょうか。

A まずプロジェクターの仕様の普通教室、特別教室の話ですが、これについては普通教室、特別教室、全室想定しております。

完工の時期ですけども、12月中いっぱい概ね終わってくるだろうというふうに理解しております。

見学につきましては各学校とご連絡をさせていただいております、見たいところはぜひこのタイミングで見ただけの格好を進めております。

現在中伊豆小学校とか、見ていただいている学校もございますので、そういった格好でこちらとしても流していったところがございます。

Q 第2回変更契約予定ということで、増減が4,559万2,800円ということで、増減ですからね、増えてるんですね。減ってはいない。

増えてるということは、もとあった形よりベターにするための問題だろうと思うんですが、施工内容の防球ネット、黒板、家庭科室調理器具、発電機幹線云々4点上がってるんですが、雑ばくで結構ですので、4,559万の中で、振り当てられるそれぞれの経費というのはどうなりますか。

A ざらっとした金額を申しますと防球ネットが700万弱ぐらいの形です。黒板について

も、300 万。失礼しました。ちょっとマイナスとプラスが、発生しますので、10 万円程度増える格好になります。家庭科室につきましては、400 万ちょっとぐらいになります。発電機につきましては、1,000 万円弱といった金額となっております。

Q 申し訳ないんですが、足し算をすると 4,559 万にならない。

A 経費の関係と工事費の関係は、いろいろ細かいですけどまず、分野に分けると建築、電気、機械であとはエレベーター昇降機という区分に分けて、大きい明細がなってます。

そこで細かいのをいうといろいろありますけど、まず建築でいきますとこれは経費抜きですね、約で言いますと 1,130 万ぐらい。電気につきましては、家庭科室の IH とか、非常用発電の関係の、危機管理との調整の中で、配管変えとかいろいろそういうものを含めて 1,570 万。

機械設備、機械はそれに付随するようなものは、配管とかいろいろありますので、約 180 万。

昇降機は変更ないものですからゼロ円ということで、そこでいきますと直工で約 2,880 万でございます。

それに今度経費がかかってきます。

経費は 2,880 万に対してかかってくるものですから、経費の合計が約 1,620 万。

合計が全体工事になりましてそれに請負比率がありますので、請負比率をかけた額が今回の変更契約になります。

ちなみに請負比率は、約 92%。細かく言うと 91.84%でありますので、かけると今回の変更額は税込みで、約 4,550 万、という数字になります以上です。

Q ありがとうございます。

細かなことで大変申し訳ないですが、まず防球ネット位置や構造の変更っていうのが出てますよね。

実質経費としては 700 万、それに付随をする建築ですか電気ですかいろんなことが関わってくるんだろうと思いますけど。

これの内容を見ると、防球ネットで対応する予定だったけども、なんか面積が、防球じゃなくて網ネットを立てられるようになったよと。

だからということで変更になったように、我々は映っているんですけども、そういう理解でよろしいですね。

A 基本的にはそういう理解で。

まず当初の計画はですね、県道側はもちろん、今もう防球ネットの支柱は立ってますので、そこにはネットやります。

南側の公園との境界については当初は、防球ネットを学校の敷地内に構造物を入れ、また学校内に、防球ネットをグラウンに建てるという計画でおったわけですがけれども、それを考えていくと、やはり新しく作るのに、グラウンドがすべて平じゃなくて、中に支柱型ネットがある。グラウンドも狭くなるということですから、関係する公園の方の都市計画課と協議を重ねて、都市計画課の公園の中に構造物を入れさしてもらって、学校の敷地はすべて平らな部分っていうような方向にいただきました。

その代わり、原因者のうちの方で構造物を公園の方と協議して施工し、最終的には公園の方で管理していただくという話になって、その分、約3~4mぐらいは、グラウンドが広がりました。

そこにグラウンドと構造物が高い所で約3m、その上に、今回は3mのフェンスを高いところに計画したので、そうするとグラウンドから6mと高さがあるというところで、それなら野球やっても、ボールがそこを絶対飛び出さないってことにはなりませんけど、それで大分、軽減されたものですから、そこはフェンスでいきましょうということで、今回の変更に至ったということであります。以上です。

Q わかりました。

何が気になってるかって言いますとね、この話をすると、否定をされるでしょうけども、一般企業の入札等々の問題を含めていうと、補正、専権等々のことも含めてですね、どうも行政のやり方というのは、最初からベターなものじゃなくて、最高にあるべき姿の想定を描いてないっていうふうに見えてならない、あとでつくればいいみたいな感覚を我々は持ちました。

特に気にかかることは、補正でやればいいんだということで、最初の段階のつまり契約金額の設定をするときに、一番最初は契約規格を安めで押さえといてそれからよりベターなものを取り入れていけばいいんじゃないか。考え方にそういうことはないでしょうね。

A 基本的にそういったことはございません。

契約の段階で、一番良いという判断される形で契約をさせていただいております。ただそのあとに、例えば、業者さんとのイレギュラーなこういったことを直した方がいいとかそういうことを改善しよう、逆に業者さんとの調整の中や、学校関係者との調整の中で、逆にこういったやり方の方がいいんじゃないかというところとあとは先ほどの

黒板にあるように、先進事例としてこういったものも出てきたっていうことがありますので、そういったことを踏まえて、今回契約させていただくという形で考えております。

Q セっかく変更理由書つけてもらってあるんで、細かいところなんですけど、10 番目の金町遠藤橋線舗装の変更っていうのは、本舗装をとりやめ路盤仕上げとするって意味がちょっとわかりにくかったんで教えてもらっていいですか。

A 市道金町遠藤橋線っていうのはですね遠藤橋のすぐ横のたもとの道路なんですけども、もともと計画では、そこはうちの施工範囲は、舗装してしっかり仕上げましょうという計画でいたんですけども、そこには、上から公園の道路改良が来て、残り部分がまだ未改良という中で、そこをどうするかっていうところを先に舗装かけちゃって、あと高さ調整とかいろいろあった場合、また手戻りが発生する場合がありますので、今回は、うちは碎石舗装で仕上げたおいて、今度建設課との協議の中で、高さ調整して、その残り分もありますので、そちらでやっていただくという協議になったもんですから、うちの方からは本舗装をとり止めたというところになります。以上です。

Q 教育部としては仮の状態にて、公園の方との絡みで最終的に仕上がるっていうイメージでいいですね。

A 公園の方と、あそこは都市公園の境界がありますので、公園は公園サイドでしっかり舗装をかけていただいて、そこから市道小川遠藤橋線の遠藤橋までの間は、都市公園の方ではないものですから、そこは建設課の管理でありますので、そこで建設課との協議で、建設課に本舗装していただくというところで収まったというところですよ。

Q 全体的なことっていうのはあるんだけど一番最後の 14 番目に熱中症システムの変更ということで、ディスプレイを職員室だけじゃなくて昇降口にもおいて生徒とも情報共有できるようにしたいのでっていうと、今回メディアセンターとか、いろんな情報通信技術を入れて、情報共有するみたいなことができる建物になるんだろうと思うんですけど、職員室でどうゆうことがコントロールできて、メディアセンターの繋がりとか警備っていうか安全の確認の関係とか、職員室ができる機能は何なんだっていう、少し熱中症システムってその、別の個別のものなのか、メディアセンターとかの利用の状況とかを職員室で把握するとか、そういうのある思うんです。先生方が管理するとかっていう、その辺の中の熱中症システムがどの辺にあるのか、

どんな感じにできるようになる学校っていうか建物のなるのかなっていうイメージしたいので教えてほしいです。

A 熱中症システムにつきましては、今も修善寺中学校と修善寺南小学校の方で入れさせていただいてまして、エアコンを入れたときに、メーカーさんの方でちょっと試験的に入れさせてくれっていうのもあって試験が終わって安価に引き取らせていただいたっていう経緯があるんですけども、まだそのWBGT値ですね、熱中症指数っていうものを観測しましてそれによってエアコンが動き出す、というようなものになります。現在も修善寺中あたりでは、1階から4階までブロック分けして、例えば4階が先に動き出して熱くなるのでどんどん涼しくして下げていくとか、タイマー設定をして、ブロックを分けて運転を始められるとか、あと何ヶ所かの熱中症指数が危険値とかですね、示しましたら、エアコンが稼働して安全だったら停止する、そういうのを自動でやってくれるようになり、この生徒達に見てもらいたいモニターは今こういう学校内の環境だからエアコンが効いてるんだと、今こういう状況だから、エアコンが止まっているんだと省エネ意識にもつながるような動と静の情報を出したりして、職員室は基本的にそれらコントロールが全部できるものを職員室に置いて、先生方でそのブロックを止めたり強制的に動かしたり、そういうことができるようにするシステムが今繋がってる熱中症システムですので、ただその情報を生徒たちにも見せるというのが、この昇降口付近のモニターに現れるというのとも考えております。

補足があればよろしくお願いします。

〔補足なし〕

（委員外議員）なし

（委員間討議）なし

（討論）なし

（採決）挙手全員。原案可決。

議案第 60 号財産の取得について

（補足説明）なし

（質疑）

Q よろしく申し上げます。

提案は中学校の什器備品等を公募型プロポーザルでコクヨマーケティング株式会社中

部支社静岡支店が取得金額 4,835 万 6 千円で契約すると財産の取得の提案なんですけども、先日ちょっと確認したんですが、教育委員会のホームページの方で、この当該の公募プロポーザルの結果公表のところ、1 社応募ってあったんですけど、2 社の誤りだということで、もう一度再度確認したら 2 社に変わってましたんでそこは OK です。

それで選考の経過について確認をしたいんですが。

まず 1 点、2 社からの提案があるということでこれ 1 次審査の中で、コクヨを含めて、2 社が応募してきたと、その書類等、いわゆる技術提案書とか、そういったものについて書類審査をして、そののち、2 次審査ということで、説明とか、ヒアリングというものを 2 次審査でやった結果が、コクヨさんに決まったということですが、コクヨさんじゃないもう 1 社の方は、1 次審査を通過したのかしないのか、それと、審査結果が最終的に、コクヨさんは 100 点満点中の 79.7 点という評価だったんですけども、もう 1 社の方に評点がついたのかわからないんですが、どんな形の評点だったのか伺います。

A プロポーザルの評点ということで、まず 1 次審査については、通過をしております。2 次審査の方で、プロポーザルの審査会を行っております。

この審査会において、プレゼンテーションを 2 社から伺い、最終的に皆さんの評点を付けたときに、コクヨさんの方の評点が高かったというところの中で、選定させていただいたという形になります。

A 登録番号 2 の方の点数ですけども、71.3 点です。

Q 71.3 点かたやコクヨさんが 79.7 点ということですね。ルール上点数が高い方を選ぶのは、当然なんですけど、思ったより拮抗した感じの評点なったように思うんですけど、今回コクヨさんの方の提案の中で什器備品をそろえるわけなんですけど、いわゆる B 社って言いますけど、B 社の提案は、こういったところが足りなかったとか、逆にコクヨさんがこういったところが評価されたとかその辺は、どういうふうにおさえてますか。

A 審査会の時に色々皆さんとお話した中で B 社の方が、あるものを自分たちの持つてるものを、すごくいっぱいこの詰め込みすぎてるような感じがありました。

それは何かっていうと、それはそれでしか使えないっていうような形のものが多くですね、コクヨさんの方が、拡張性ですとか、将来性とか、図書メディアセンターがかなり広いスペースなんですけども、合わせて使えるような形だったんですね B 社さんの方はどちらかというと、図書メディアセンターの中でもメディアコモンズとかラーニングコモンズの中で、そこでしか使えないような想定でした。職員室なんかもですね今回コ

クヨさんの方は割と働き方っていいですか、動線を意識したようなレイアウトを提案していただいて、従来型の職員室とはそう大きく変わったわけではないんですけども、B社さんの方は少しく、働き方としてどうなのかなっていうところを先生方も審査員の中にいらっしゃったので、意見を聞いた中で、コクヨさんの方の提案がいいというようなことになっておりました。

割と拮抗をしてB社さんの方がいいと言う審査員の方もいらっしゃいましたけども相対的にコクヨさんの方が高かったというような結果になりました。以上です。

Q 最後に1点聞きますけれども、今回コクヨさんの方に、4,835万6,000円という金額で契約をするということなんですけれども、プロポーザルの公募を要領の中に、おそろく提案限度額っていうのを設定しているんだと思うんですね。

一応その提案限度額がいくらかということと、結果として、コクヨさんとB社の提案があったわけなんですけども、当然提案内容変わるんで、提案金額も変わってきていると思うんですけれども、どちらが高かったのか安かったのか。その辺はざっくりでいいですから教えていただけますか。

A 契約限度額については4,950万円になります。

A 見積額につきましては、B社の方が若干ですけれども安価でした。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。

【健康福祉部関係】

議案第50号、令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第2回）

(補足説明) あり

(質疑)

Q 質疑といいますかね、委員会の資料の中に、児童手当制度の概要という資料がついています。おそらくこれは補正予算第2回ですね、民生費の児童措置費、児童手当制度改正に伴う事業手当給付事業費の増という事項の参考資料だと思うんですけれども、事前に執行部の方から説明してもらったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかが

でしょうか。

A お手元の資料見てらっしゃると思いますが今回補正の概要になります。

これにつきましてははですね、令和6年6月12日ですね、子ども・子育て支援法等の一部改正する法律が施行されまして、その中に児童手当が含まれております。

この制度の概要でございますが、拡充前と拡充後でございます。

内容を簡単に説明させていただきますと、4点変更がありました。

まずですね、所得制限が今まで設けられていましたが、それが撤廃され、対象者全員に本則給付され、また支給期間を高校生年代まで延長するということ。また、第3子以降の支給額を3万円とすること。あとですね支給月を今まで年3回、2月6月10月という支給だったんですが、それを年6回偶数月に支給するというものに変更されました。

あとはこの表のとおりで、説明は以上でございます。

Q それでは今、説明していただいたんで、国の方はこういう制度を構築したと理解しました。4点について、改正をしたと。今回の補正予算に改正に伴う児童手当給付事業費の増ということで、給付金を含めて経費も入った中で5,847万3,000円ということなんですけれども、今回の改正によって、高校生年代まで、支給期間が拡充されるわけですね。

それによって対象者がどれぐらい増えたのかとか、例えば多子加算について、第3子以降が3万円とかありますけど、これから生まれてくる子も含まれてるかもしれないですけど。

今回の補正予算で見たのは、何人分なのか、そういうちょっと細かいところ、あと所得制限の撤廃がどういう影響が出るか、それについて説明してください。

A 今回の補正で、新たに高校生世代が追加となりました。

高校生世代につきましては、約600人を予定しております。今現在支給されてまして、第3子3万円、その対象になる方が453人。またですね、特例給付の支給対象外だった人が対象になることにつきまして、50人ということで計算しております。

所得制限が撤廃されたことにつきまして、今まで高所得者の人が受け取れなかったことが、通常と同じように受け取れるということで、平等になったのかなと考えています。

Q そういった幅広い方が対象になったということでこれ国のものですけども、子育て支援の1つになるわけですね。

今回の予算の中には、制度改正システム改修委託料とか入っているんですけども、

実際これで本会議の中で採決されて、反映されれば、執行になるんですけども、実際に支給されるのはどれぐらいの時期なのか、最後聞きます。

A これは抜本的拡充ということで、令和6年の10月からになります。10月から10月・11月分を12月に支払うという形になります。あとは2ヶ月ごとに、次が2月、4月、6月という順番になります。

Q それではですねこれ、第2回補正予算と第3回補正予算と関連しているものがあるので、議案をまたぐような質疑になってしまいますけども、よろしいでしょうか。

予防費、先ほど説明ありました定期接種、いわゆる新型コロナワクチンのことでありますけれども、第3回の保険衛生費のところで、新型コロナウイルス予防接種健康被害認定による健康被害に対する医療費等の負担金で、15万6,000円を支出するということで組まれています。この2つの事業っていうのは当然関連してることなんでその上で聞きたいんですけども、ワクチンの副作用や健康被害は、いろんなところで報告されているわけですけども、実際ですねこちらの第3回の保健衛生費のいわゆる健康被害に対する医療費等の負担金15万6,000円については、伊豆市内は1名の方の申請があって、それに対する負担金をお支払いするという仕組みになっているようなんですけども、これまでワクチン接種を受けられて、副作用としてこういうものがでますよっていうのは当然ワクチンを打つ前に説明されて、任意接種ですので同意される方は接種してきたわけなんですけれども、いわゆる健康被害認定されるまでの仕組みはどういうふうになるのか。

要は本人から直接行政に言ってくるんじゃなく、医療機関を通じてじゃないかなと思います。

その辺も含めてどのような仕組みになっているのか説明願います。

A 健康被害の今回15万ほどの予算を上げていますけれども、これはコロナだけに限ったものじゃなくて、感染症でいろんな病気でワクチン接種をするときに、具体的にはアナフィラキシーショックとか、いろんなものがあるんですけども、その申請をしていたら、市は進達をしましてですね、国の調査機関に進達するという形なんですけど、市の方では、お医者さんと呼んでですね、こういう被害があったんだけどっていうことで、これを進達するかどうか調査をかけて、国の方にかけます。

国の健康調査委員会がありますので、そちらで認定された方に対しての15万6,000円という形になります。認定された方の補償として確保された予算で、市が立て替えて国から全額補償していただくという形になります。

Q 副作用というか健康被害の線引きが、いわゆる国の調査機関も入って、実際に健康被害として認定された方が公費から負担を受けられるという仕組みなんですけれども、プライベートなことなのでお答えできないかもしれませんが、例えばこの方の場合、健康被害はどのような症状だったんでしょうか。

A あんまり細かいことはちょっとあれなんですけれども、やはり接種を受けてからですね、時間が経たないうちに、先ほど言ったアナフィラキシーショックだとか、そういった症状が出たとか、そういったことですね、この1件だけじゃなくて申請自体は、4件ほどあるんです。ただそれが時間が経って因果関係があるかどうかというのが認定されない限りは、認定されませんので、今回は因果関係があるということで挙げさせていただいたと。

Q ちょっと勉強不足でわからないところなんですけど。

先ほど5,847万3,000円の児童手当のことを聞いたんですけども、この扶助費の中で、被用者と非被用者の違いって教えてください。金額も変わるのかどうか。

A 被用者と非被用者の説明になりますけども、被用者とはですね、サラリーマンなどで、本人が全国健康保険協会や健康保険組合などの社会保険、被保険者である方を言います。

非被用者は、専業主婦やパートなどで社会保険の被扶養者や国民健康保険に加入の方を言います。支給金額は変わりません。

(委員外質疑) なし

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。

議案第58号、令和6年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）

(補足説明) なし

Q 補正予算案の中に民生費の福祉施設管理費の白岩の湯施設改修工事、920万円が計上されています。先日条例関係の方で本会議の方に私、質疑いたしましたけれども、白岩

の湯の配湯管を含めての改修工事だと思うんですが、ちょっと確認をさせてください。

まず1点は源泉から白岩の湯まで、1キロぐらい管の延長経路があるんですが、今回の改修工事っていうのは、全部を調査、改修するのか、一部をやるのか。工事をするにあたっての判断基準となったものはなんなのかっていうところをお願いします。どこを工事するのか、判断基準はなんなのかをお願いします。

A 今回補正に入れさせていただいておりますけれども全員協議会の際に1キロぐらいあるということで、路線の方も図面を示させていただいてるんですが、やはり源泉の近くにスケールがたまる、それとあと、実際は直角ではないんですけど、曲がりが多いところを中心的に調査してもらって、大体ですね、ここら辺が詰まってるんじゃないかということで、50メートルほどということで部長からも報告があったとおりですね。その間でここら辺だろうっていう箇所が出てきておりますので、その改修費を上げさせていただきます。

それ以外のところについてはですね1回バイパスを作って温泉を送って、実際、送れますのでその源泉から近い50メートル間が原因じゃないかということで、今回上げさせていただきます。

Q 全協でもご説明なさった源泉から50メートルの区間でスケールが大量に詰まっていたことが確認されたら、その部分を今回は取りかえるのか、一部直すのか。残りの部分は、調査をしないけれども、そのバイパスを使って、温泉を流して問題がなかったからそこは触らなくていいと判断されたということですか。

A バイパスは50メートルのところから送れてるっていうことと同時に、露出してる部分も管がありますので全部点検しました。水漏れしてる場所も一部あり、その修理費も入ってたり、一旦は土に埋まってないところ以外ですね見させていただいて、白岩の湯の現場まで届くというところまで確認した状況です。

Q 確認なんですけども、総延長1キロの管路のうち、これ以前12月の定例会でしたかね。

建設部と一緒にやるんですけれども、小川橋の部分のいわゆる配架管については300万円の負担金を、健康福祉部の方から払ってかけかえるっていうのがあるんですけど、今回の工事費には含まれていないということですか。

A これは別予算ということで、今回の予算には含まれておりません。小川橋の長寿命化の点検をしやすくするということで、架設を移動させるというもののなんですけれどもそれは別の予算でございます。

Q 13 ページの社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、3 億 4,714 万 4,000 円ってあるんですけどその中に、物価高騰対応重点支援給付金（補足給付分）とあって、もう 1 つ下に（調整給付）って 2 つありますよね 1 億 400 万円と 2 億 4,000 万円。違っていて何ですか。物価高騰対応重点支援って物価高騰って何を指しているのか。例えば電気料が上がるから補助しますよとか、油上がるから何の物価高騰を指しているのか。

A 物価高騰というところですけど、そこはもう全体的な物価というとらえ方でいいと思います。

それとですね補足給付につきましては、住民税の非課税または均等割のみの課税世帯に対しての補足給付ということになります。

それと調整給付につきましては、定額減税の 4 万円を満たさない方について調整をする分ということで、その分が定額減税に伴う調整給付ということになります。

Q 4 万円の内訳を教えてください。

A 定額減税の 4 万円の内訳でございますけども、所得税が 3 万円。住民税が 1 万円ということになります。それと納税義務者プラス扶養者ですね。あとは配偶者とか、その部分が人数分で支給されるってということになります。

Q 今の物価高騰対応重点支援給付金事業なんですけれども、財源の方も国庫全額補助いわゆる、岸田政権の肝いりの政策なんですけれども、これは国の事業としてなんですけど、伊豆市内を見たときに、健康福祉部として、例えばその住民税非課税世帯、困窮世帯であるとか、その辺の現状をかんがみたときに、仮にですよ、国のこういった政策よりも、例えば上乗せで、今、給付金がいいのか、補助制度がいいのかわかんないんですけど、そうしたところへの支援っていう、別の予算立てでやるべきだとかその辺の議論っていうのはなされたんでしょうか。

A 正直なところですね、給付金何回も分けてやっているわけなんですけど、この支給手続きだけで精一杯なところございまして、まずはこの国からのをいかに早く支給するかというところに、力点が置かれておりますので、それ以外の市単独でってところは、正直なところ、検討はしておりませんでした。

Q 例えば、観光商工課の所管になりますけど、今までやってきた「いずっち券」とか商品券とかありますよね。これは消費者の支援もあるし、事業者の支援という話もあるんですけど。副市長いらっしゃるのでお聞きしたいんですが、今そういうタイミングかどうか市内の中では、景気の下支えというか消費者の下支えが必要じゃないかという議論はなされているのか。

A 先ほど健康福祉部長の話した通り、まずはこの国からの物価高騰対応重点支援給付金の事業をしっかりと、この予算立てするときに伊豆市独自の経済対策「いずっち券」については特に議論は上がっておりません。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。

【市民部関係】

議案第 51 号 令和 6 年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 回）
--

(補足説明) なし

(質疑)

Q 内容によりますと、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴って、国民健康保険事務処理システム改修委託料ということと、加入者情報通知作成業務委託料とあるんですけども、625 万円という金額あるんですけども、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、いわゆるマイナ保険証なんですけれども、今の市内のマイナンバーカードの取得状況はどうなのか。

それと保険証と紐づけして、マイナ保険証になるわけなんですけれども、実際今、市内の医療機関、診療所も含めて、マイナ保険証に対応できるような体制ってのはどうなのか。

A まず初めに、マイナンバーカードの申請率につきまして、5 月 31 日現在、基準となる人口 2 万 8,872 人に対して、2 万 6,293 件、91.07%の申請がございます。交付率につきましては、交付件数が 2 万 4,037 件、83.25%でございます。

国保加入者のマイナ保険証取得につきましては、登録率が令和 6 年 4 月現在、国保加入者数が、6,995 人のうち、5,041 人が登録されておりまして、72.07%の登録率となっております。

2 件目の医療機関につきましては、こちらの方では把握できておりません。

Q マイナ保険証は、紙の保険証が使えなくなるよってという話があって、国の方も医療機関に補助金を出したり、そういったところで進めているわけなんですけど、私も先日かかり

つけ医に行って薬局に行ったらマイナンバーカードを出して端末入れてこれで保険証と紐付けできましたってやりました。そもそもマイナンバーカードを作るのも任意なのに、どうなんだっていう議論がかたやあるわけですね。その中で、やっぱり問題になっているのがマイナ保険証を医療機関持って行って、実際そういういろんな手続きもやろうとしても、対応できないところもまだあるそうです。市として、市内の医療機関や診療所、そういったところに対して、国側の方も対応できるようにしてくださいをお願いをしてると思うんですけど、実際のところ動きとしてはどうなんですか。マイナ保険証、これから使えるようになると思うんですけど、医療機関や診療所に活用を促すような取り組みは行うのでしょうか。

A 市としましては直接医療機関に対して、そのような投げかけは特にしていません。広報や保険証を発送時に、チラシを同封したり医療機関ではなく、国保加入者に対してのPRのみとなっております。以上です。

Q 今の質問で、いわゆる推進する母体は市のレベル、国が本来やるべきことなんですか。市にやれって言われてるんですか。

A 当然市の方も推進する立場にございます。

A よく医療機関行くと、スキャナーで読み込む機械自体はですね、国が補助を出して医療機関に推進する立場ですが、今申し上げたのは、一緒に直接我々が医療機関にというのは難しいですが、PRをとという回答になります。

(委員外議員) なし

(委員間討議) なし

(討論) なし

(採決) 挙手全員。原案可決。